

相続税申告プラン

当事務所では、相続税の申告業務をリーズナブルな価格で行っております。

なお、下記条件に該当する方に限らせていただきます



相続税申告プランの条件

- 遺産相続について、相続人さまの間で話し合いがされており、遺産分割が決定されている方
- 申告期限まで5ヶ月以上あり、申告を急いでいない方
- 遺産総額が3億円以下の方
- 相続税の延納又は物納の手続きをしない方

申告プラン内容

- 相続税の概要を説明
- 今後の相続税申告までのスケジュール説明
- 相続税申告のための必要書類をチェック
- 相続関係図の作成
- 遺産分割協議書の作成
- 財産評価
- 相続税申告書の作成、税務申告

須黒税務会計事務所

〒104-0061

東京都中央区銀座5-14-16

銀座アビタシオン701号

TEL 03-3542-9755 (代表)

上記プラン内容以外の手続きについては、別料金となります。ご相談ください。

相続税申告プラン特別料金

遺産総額（財産評価の特例適用前）	基本報酬額
～ 5,000万円	20万円
5,000万円 ～ 7,000万円	40万円
7,000万円 ～ 1億円	70万円
1億円 ～ 2億円	100万円
2億円 ～ 3億円	120万円

加算報酬（相続人が複数の場合）

遺産総額がいくらであっても	上記基本報酬額 × 10% × 相続人の数
---------------	-----------------------

申告プランの条件に合わない方や3億円超の案件については、別途お見積りいたします。